

## 請 書 【案】

- 1 売買物件の所在
- 2 売買物件の種類及び数量 林地未利用材 m<sup>3</sup> (見込素材材積 m<sup>3</sup>)
- 3 見積書記載金額 円
- 4 消費税及び地方消費税の額 円
- 5 売 買 代 金 額 円
- 6 売買物件の搬出期限 令和 6 年(2024 年)9 月 30 日

上記の北海道有林野の産物の買受けについて次の条項を遵守の上、お請けします。

第 1 条 売買代金を胆振総合振興局長が発行する納入通知書により、その納入期限までに納入するものとする。

2 前項の納入期限までに買受代金を完納しない場合は、当該未納の代金につき年 10.75 パーセントの割合をもって、その納入期限の翌日から完納するに至った日までの日数によって計算した額（その額が 500 円未満であるときは、これを切り捨てる。）を当該代金の延滞に係る違約金として支払いするものとする。

第 2 条 売買物件の引渡しは、道が指定する日において引渡しを受け受領書を提出するものとする。

第 3 条 次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異義はない。

1 売買代金又は売買代金の延滞に係る違約金を納入期限までに納入しないとき。

2 その他関係規則に示された重要な条件に違反したとき。

第 4 条 前条に基づき、この契約が解除された場合は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を損害賠償として支払うものとする。

第 5 条 天災その他やむを得ない理由により搬出期限までに売買物件を搬出することができないときは、遅滞なく、その理由を付して搬出期限の延長を申請し、その承認を受けなければならない。

第 6 条 この請書に定めのない事項については、必要に応じ、北海道胆振総合振興局長と協議をして定めるものとする。

令和 5 年(2023 年) 月 日

北海道胆振総合振興局長 関 俊一 様

買受人 住所

氏名

印